件名	令和３年度　第３回 福井市障がい者自立支援協議会 こども部会 報告書		
日時	令和 3 年 11 月 4 日（木）10:00～11:30	会場	福井県こども療育センター
協議事項	（１）継続した地域課題について （２）令和 3 年度における新たな地域課題について		
協議結果	■報告内容 （１）相談ミーティングについて 　相談ミーティングの位置づけやメンバーが不明確であるという部会の意見は、部会長が全体会で確認する。 （２）個別調整会議について 　委託相談支援事業所（6 か所）がそれぞれ主催又は参加する個別調整会議は令和 2 年度で 345 回、令和 3 年度（現時点）で 167 回開催されている。 意見 ・個別調整会議における地域課題は各専門部会に上がってくるというイメージがあるが、現在、こども部会に上がってきている認識はない。困難事例などの地域課題は自立支援協議会に上がらず止まっているということか？ ⇒〔市障がい福祉課〕個別調整会議の中で解決しているという認識である。 ・先日、報道された強度行動障害の事案などは課題として解決していないのでは？ ⇒〔市障がい福祉課〕解決する基準が決まっているわけではないが、保護者が望む基準までを考えた場合は解決していないと言える。 ・解決の基準が決まっていないということであれば、解決しているとは言えないのではないか。相談者やその家族が望む形がすべてではないが、解決していない課題に対して、個別調整会議でできること、できないことを明確にし、できないことについては自立支援協議会に地域課題として上げて検討していくことが大事なのではないか。 ・今回報道された事案については、家族の意向（目標）はまだ叶わない状況ではあるが、それに向けて段階的に様々なことを支援として行っている。 ・保護者が望む姿ではない時点で課題であるが、それ自体が全体会に上がってこないことがなぜかという議論である。個別調整会議ですべてが解決しているのであれば、部会などはいらないと言えるが、実際にはこども部会から地域課題が挙がり、全体会に上げている。個別調整会議においても解決しているものと課題として残っているものもあると思うが、全体会に上がってきていないということは課題の整理ができていないのではないか。 ・個別調整会議で挙がった課題を部会で報告し、困っている人がいることを共有することで議論が増えると思う。 ⇒〔市障がい福祉課〕個別調整会議で挙がった課題を報告することはできる。 ・個別調整会議で挙がっている中に課題があったとしても、自立支援協議会以外の会議も含めると、様々なところで同じ課題が議論されているため、全体会に上げていかないものもある。今後は他の場で議論されているとしても全体会に		

	報告することを委託相談で検討したい。 ・一度挙がった地域課題が解決したと思っていても、再度挙がってくることもあり、その場合は一旦出した解決策が正しかったなどのフィードバックや議論なども必要となるため、そのことも踏まえて仕組みを検討してもらいたい。 ■協議事項 （１）継続した地域課題について ①聴覚障がい児への支援 令和 3 年 12 月 24 日（金）障がい児通所支援事業所を対象に研修を行う。 ②教育と福祉の相互理解 ・令和 3 年 10 月 21 日（木）福井市特別支援教育専門委員会における地区別協議会に福祉事業所等が参加した。 ・教育と福祉がつながることを目標とした。福祉の情報がもっと欲しい、福祉の各役割がわからない、家庭内の相談につなぎたいなどの意見があった。来年 1 月に相談支援専門員との協議の場を予定している。 意見 ・母子保健、保育と教育の連携も今後組み入れてほしい。保育現場で「就学の流れがわからない」「どういった子どもがどういった場所に行くことになるのかわからない」という意見も聞かれている。 ③支援学校卒業後も安心して生活できる環境を作るための支援体制を在学生のうちに(高等部以前から)整えておくことが必要 ・令和 3 年 11 月 13 日（土）に放課後等デイサービス事業所、特別支援学校を対象に「特別支援学校と放課後等デイサービスの連携」をテーマとしたオンライン研修を行う。 意見 ・高校進学の際、普通高校か特別支援学校高等部かの悩みが出てくる。そうした課題の検討も必要である。今回の研修について、対象者を普通高校にも広げてはどうか。特別支援学校に行くまでではない知的境界層の子どもを受け入れているような普通高校もある。 ・対象は特別支援学校に絞った内容の研修にしているため、今回は難しいが、今後そのような話も検討していきたい。 ⇒〔市障がい福祉課〕引きこもり支援においても、普通高校に通っている知的境界層の子どもたちが引きこもってしまっているという課題が出ている。来年度は福祉総合窓口の設置により福祉と他分野との連携も検討できればと考えている。 （２）令和 3 年度における新たな地域課題について 年長児の就学に向けた放課後等デイサービス利用申込で必要な人が利用できる環境が必要

	⇒〔市障がい福祉課〕放課後等デイサービス等の案内手引き及びチラシについては、障がい福祉課にて今年度中に（案）を作成し、こども部会においても報告する。放課後等デイサービス利用に関する実態調査については、就学する児童のいる家庭などへの全数把握などはすぐに対応することが難しいが、相談支援事業者連絡会や障がい児通所支援事業所に対して、そのような児童を把握しているかといった内容の調査を行うことはできるため、障がい福祉課にてそれらの機関に協力を依頼しながら今年度中に進めていきたい。 意見 ・臨時こども部会の開催は課題の整理や必要な形を作っていく場として良い機会であったと思う。放課後等デイサービス事業所の案内手引きやチラシについて、事業内容を細かく記載することで、放デイの役割を絞ってしまうことや受け入れる対象者を絞ってしまうことになり、行政としてそれを認めてしまうように捉えられるという懸念もある。限られた数の事業所で地域の子どもを受け入れていくという姿勢はどの事業所も変わらず持っていってほしい。 ・児童館や放課後児童クラブの受け入れに関して話し合う場はあるのか？そちらの受け入れが広がると放課後等デイサービスとのすみ分けができると思われるため、教育と福祉との連携の中で考えてもらいたい。学校から児童館や放課後児童クラブへの移動を心配している保護者もいる。 ⇒〔市障がい福祉課〕就学前健診などにおいて、就学後の放課後の過ごし方としての調査などは行っておらず、児童館や放課後児童クラブの申込の周知は行っているが、放課後等デイサービスなどの周知は行っていない。情報を知らない保護者や情報収集の苦手な保護者などもいる中で、どのような発信をしていくべきかも検討していきたい。また、児童館や放課後児童クラブへ保育所等訪問支援が入って連携する方法も考えていけると良いと考えている。 ・児童館や放課後児童クラブにも保育におけるふれあい制度のような仕組みがあれば、医療機関としても意見書が書けると思う。 ・知的境界層や軽度知的障がいの子どもが児童館や放課後児童クラブでも受け入れられることは良いことと考えているが、実際にそのようなことはあるのか。 ・児童館や放課後児童クラブは保護者のニーズからの利用であり、条件を満たせば障がいの有無に関係なくどの子どもも利用できる。個別支援などの配慮が必要な場合、職員を増やすことなどで対応することになり、診断書がある場合に実際に職員を増やしているということも聞いているが、対応する職員が専門の人材ではない。 ・理想を言えば、預かりの必要な子どもが障がいの有無に関係なく、学校区にある児童館や放課後児童クラブに通え、療育の必要な子どもが療育を受けるために放課後等デイサービスを利用するということであるため、そうなるように検討してもらいたい。 ・現在もそのように対応している面はあるが、保護者の中でも放課後等デイ

	サービスの情報を知り、送迎の有無なども含めて、そちらの利用を希望される場合も多い。 ・もう一つの問題として、保護者が仕事をしているという状況でなければ、児童館や放課後児童クラブは利用できないということも課題である。放課後は保護者が家にいるが、障がい児を家で見ることが難しい場合もあり、そうした子どもの受け皿がどこになるのかという検討も必要である。保育園などでは保護者の疾病も保育理由になっている。障がいの有無に関係なく、児童館や放課後児童クラブが預かりの場であるということを知らない保護者もいるため、その点の周知も重要である。 ・福井市では通学に移動支援の利用はできないが、学校から児童館や放課後児童クラブへ行く際にも利用はできないのか？ ⇒〔市障がい福祉課〕移動支援について、通学などの利用としては何らかの一時的な理由で認めている場合はあるが、継続的な利用は認めていない。 ・このような状況下にある子どもが多いようであれば、今後移動支援のあり方も検討できるとよいと思う。 ・子どもたちの放課後の過ごし方は変化している。昔は自宅に帰り、鍵っ子で過ごす子どもはたくさんいたが、今は半数が家に帰らず、どこかを利用している。以前は特別支援学校の在籍児童が児童館や放課後児童クラブの利用を断られることはあったが、最近は放課後等デイサービスが充実してきたこともあり、特別支援学校の在籍児童だけでなく、特別支援学級に通級している程度の児童も児童館や放課後児童クラブではなく、放課後等デイサービスを利用することが多くなっている。 ・児童館、放課後児童クラブは小学校 2，3 年生までという制限のあるところが多く、その後に放課後等デイサービスの利用を希望する子どももいる。そうなると小学校 1 年生のときから利用していた方が良いということになる。 ・高学年になると児童館や放課後児童クラブが利用できないのであれば、放課後等デイサービスを利用するしかないという結論になるのではないか。 ・放課後等デイサービスでも出口の問題がある。中学生や高校生になり、利用を終了しても良いと思う子どもであっても、突然社会に出ていくことは難しく、家でゲームをすることばかりになるかもしれないとの保護者の不安から継続利用を希望する場合も多い。このような放課後等デイサービスの出口に関する問題も国レベルで検討されていることであり、大変重要な話であると考えている。そのようなことも含めて、子どもらが放課後等デイサービスを利用する上で、各放課後等デイサービス事業所の支援内容等がオープンになっている関係は大切なことであり、子どもや保護者に「使いたい」と思って選んでもらうようにならなければならない。支援内容を伝える機会がチラシが良いか、説明会などで事業所毎のブースを作るような場があると良いのかは検討しなければならないが、どこが主体となって行うかが課題である。こうしたことを実働する下部組織が部会にあると良いと思う。 ・地域で過ごすことを考えると、放課後等デイサービスに様々な特色はあるか

	もしれないが、学校区の事業所を利用できると良いのではないか。そのためには一律に情報が発信できるとよいと考えるため、そのような場としては就学前健診や特別支援教育に関する就学時相談会がある。福祉側の協力があれば、その場を説明会やブースとして利用することも検討できるかもしれない。 ・市障がい福祉課として、その場で発信していくということは可能であると思うが、事業所は民間がそれぞれの特徴を活かした経営をしていることもあり、地域の子どもたちを広く受け入れることや説明会への一律の参加は難しいと思う。参加を希望する事業所がすることや一覧表を表示するということなら可能ではないかと思う。 ⇒〔市障がい福祉課〕そうした場にはまず地区委託相談が入るべきだと考えている。市障がい福祉課としては福祉制度や子育てに関することがわかる冊子を作成予定である。 ・参考情報として、長野市などは福祉情報を掲載した冊子を有料化している。 ・学校区の地域の事業所を利用するのは空き状況や送迎の関係で難しいことが多いのではないか。 ・放課後等デイサービスは民間が経営しているため、利用を地区で分けることはできない。 ・相談支援専門員は事業所の情報をどのように収集しているのか？ ・個人で収集している。 ・相談支援事業所へすべての情報が行き届くようにしなければ、個人の力量になってくるのではないか？ ⇒〔市障がい福祉課〕そのようなことへも対応できるように、一括して情報が得られる放課後等デイサービス等の案内手引き及びチラシを作成予定。チラシ作成やこれまで部会で出た事業所の課題に関して、市と事業所とでやりとりできると良いと思っている。部会の下部組織として障がい児通所支援事業所連絡会があると進めやすいと思っている。 ・事務局をどこが担当するのかを明確にしてほしい部分はあるが、任意の連絡会に諮ることはできる。 ・放課後等デイサービスの入り口に関する議論がされているが、出口の問題も整理しないと受け入れる体制ができないという問題は大きい。サービス利用中は 17 時まで放課後等デイサービス事業所にて過ごせたとしても、就労すると 16 時までなどであり、その後の過ごし方が課題である。その力を付けるための放課後等デイサービスでもある。 方向性 ①放課後等デイサービス等の案内手引き及びチラシの作成を行う。 ⇒担当：市障がい福祉課 ②放課後等デイサービス利用に関する実態調査を行う。 ⇒担当：市障がい福祉課 ③部会の下部組織として障がい児通所支援事業所連絡会を置くことを検討す

	る。 ⇒担当：市障がい福祉課と任意の連絡会 ④児童館や児童クラブとの連携、療育の必要がない子どもを預かる場、放課後等デイサービス利用後の出口の問題について、11 月の運営会議で課題提起する。 ⇒担当：[redacted] 〔市障がい福祉課〕出口の問題は県の高校教育課でも検討されており、どこでどのような話し合いがされているか、情報を整理し提供していく。 ■その他 〔市障がい福祉課〕今後の部会運営について、開催方法は集合型がよいか、オンライン型がよいか。 ・ハイブリッド型で検討してほしい。委員の改選時は対面を優先したい。 ⇒ハイブリッド型は会場である県こども療育センターとも話し合って対応するようにしたい。 ・医療的ケア児に関する情報（制度や福井市の動き、自立支援協議会に上がっている事例など）を次回の部会で聞きたい。 ⇒次回の部会で報告する。
次回	日程：令和 4 年 1 月 27 日（木）10 時～　会場：福井県こども療育センター会議室